

# 市 売 業 務 規 定

徳島県三好市三野町加茂野宮 156 番地 1  
三好木材センター事業協同組合

三好木材センター事業協同組合の経営する木材市場の共販（市売り業務）に関する事柄は、この規定に定めるところによるものとする。

## （ 入 札 資 格 ）

第 1 条 入札を行い得る者は、木材業者、製材業者及びその他の需要者で、本組合が指名したものに限定する。

## （ 入札保証金 ）

第 2 条 入札しようとする者は、入札保証金として 200,000 円を納入しなければならない。本組合が特に認めた場合を除き保証金の納入がない時は、入札に参加する事は認めない。  
保証金は無利息とし、本組合が保管した上で預り証を交付する。

## （ 入札方法並びに入札価格 ）

第 3 条 共販は下記の方法によって実施する。

1. 入札及び開札は、本組合が指定した日時及び場所において行う。
2. 各桧毎に総金額又は、1 立方メートル当りの価格により、最高値の者に落札する。
3. 同札の場合は、抽選によって落札者を定める。
4. 最高値が敷札に達しない時は、元落とする。

## （ 売買契約の成立 ）

第 4 条 落札した時は、落札者との間に売買契約が成立したものとする。

## （ 代 金 決 済 ）

第 5 条 落札者は、共販の日から 10 日以内に代金の現金決済を原則とする。

## （ 落札商品の責任委譲、取期限経過後の責任及び保管料の徴収 ）

第 6 条 落札者は原則として、代金決済の上、共販の日から 15 日以内に落札材を引き取ることとする。  
当組合は引取期限が到来した材について、数量の不足、品質の保証等の一切の責任を負わない。  
2. 引取期限を過ぎた落札商品は、1 m<sup>3</sup>/日あたり 100 円 を徴収する。

## （ 売買契約の解消及び差入保証金の相殺 ）

第 7 条 落札者が第 5 条の日までに代金の支払いを終わらない時は、その売買契約が解消されたものとみなす。この場合、納入済みの入札保証金を没収する。

## （ 取引及び売買契約の解除 ）

第 8 条 買方との取引及び取引契約は、次の場合解除する。

1. 契約、市売業務規定に反した時。

第 9 条 この市売り業務規定外の事柄が生じた時は、誓約書第 10 条に定めるところによる。

以 上